

『“地域の人財”を見逃さない』 ～男性が活躍する地域の活動に学ぶ～



小地域福祉活動は、多様な参加を得てすすめることが大切ですが、男性にとっては参加がしづらいという声も聞かれます。

今回は男性が活発に地域活動に参加している

橿原市「真菅(ますげ)小学校区地域福祉推進委員会」の取り組みをご紹介し、まちぐるみの活動をすすめるヒントを学びます。



【真菅小学校区とは?】

橿原市の北西に位置し、旧村と新興住宅が混在する南北に細長い地域。

●人口:11,976人 ●世帯数:4,718世帯 ●高齢化率22.5%

きっかけは「地域への恩返し」

「地域の子どもたちが、孫のように思えるんですよ」そう語るのは、定年まで全国を転々としながら企業マンとして活躍された増田順彦さん。退職して何十年かぶりに故郷へ戻り、「長年ひとり暮らしの母を支えてくれた『地域への恩返し』をしたかった」と地域福祉推進委員会のメンバーの誘いを受けた。

子どもたちの通学時間に合わせて行う立哨活動に参加し、通学路が車の抜け道になっていて危険なことや、公共施設跡地に投棄されるゴミの多さに気づいた。活動を通して、「子どもたちのために、まちのために何かできないか」という思いが芽生えたという。その後、花いっぱい運動やクリーンキャンペーン、防災組織の立ち上げなど、様々な活動に力を注いだ。

通学路の危険箇所については、市や警察にかけあって車の通行を時間規制してもらったこともある。住民としての気づきの声が、実際にまちの変化につながった体験は、地域活動を行う上で大きなやりがいとなっている。



危険な箇所も多い通学路
毎朝の立哨活動が子どもたちの
安全と安心につながっている



日々の地道な活動が、
多くの気づきを生んでいる

気軽にできる活動が参加の入口に

真菅小学校区では、リタイア組に限らず、男性が地域活動へ参加するケースは少なくない。それは、1つには立哨活動をはじめ、ふれあいウォークや防犯・防災といった、誰もが気軽に参加できる活動を入口にしていることがある。

増田さんは、活動やメンバーを固定化せず、常に新しい仲間をさがして声をかけている。「男性は、自分から地域の集まりには入ってこないけど、目的や内容がはっきりしているものには意外と参加してくれる。実はつながりを求めている人も多いんじゃないでしょうか。ちょっとしたキッカケが大事なんだと思いますよ」と増田さん。一緒に活動を続けていく中でこそ「地域人財」は育まれるのだという。

「地域人財」を見逃さない

増田さんのようなUターン組を含め、男性には、地域を離れていたからこそ、まちの姿を客観的に見れるという良さがある。また、現役時代の経験は、活動の随所に活かされている。このような「地域人財」が、実は地域には沢山

いる。誰もが参加しやすい活動づくりが、男性参加のきっかけになり、小地域福祉活動全体の活性化にもつながっている。



「活動に参加するキッカケづくりも私の役割です」と
語る増田さん

風通しのよい組織、変化を受け入れるしなやかさ

真菅小学校区地域福祉推進委員会は、発足して7年を迎える。最近では地域での認知度もあがり、住民一人ひとりがまちのことを真剣に考えるようになってきたという。自治会だけではできないことも、地域福祉推進委員会が関わることで、幅広い活動になっている。「今は自治会域での活動や話し合いの場づくりを模索中です。ゆくゆくは家族、1人ひとりの暮らしに目を向けた活動につながっていけば」と将来の展望を語る。

真菅小学校区では、自治会など団体推薦の役員以外に、地域ボランティアとしての関わりをきっかけに地域福祉推進委員会の役員になることが多い。常に新しい風を組織に入れること、変化を受け入れるしなやかな体制が、時代に合わせ柔軟な活動を可能にしている。

変えてはいけないこともある

これまでの活動を振り返って増田さんは言う。「地域活動には、ウソ偽りない『誠』の精神が大切。信念はいつも変わらず、コツコツ続けることです」

「我以外皆我師也(我以外みな我が師なり)」という言葉を胸に、増田さんは日々地域に関わっている。

地域には、人生のセカンドステージで、互いに学び、支え合い、ともに成長できる魅力があるのかもしれない。

※地域福祉推進委員会

橿原市社協が指定する小地域(おおむね小学校区)を単位とする住民の自主組織として、地域福祉についての住民理解をすすめながら事業の企画や調整、サロン等の活動を行っている。

「使って安心! 成年後見制度」

今からQ&A方式で成年後見制度の使い方を紹介します。



Q どのような時に成年後見制度を利用することができますか?

A 成年後見制度の一つである法定後見制度は、利用を考えているご本人の判断能力がしっかりしていれば利用することはできません。認知症などにより日常の生活に支障をきたすような状態が見られても、必ずしも判断能力が不十分とは限らないこともあります。そのため、成年後見制度の利用をするには、必ず医師の診断書(所定の様式があります)で判断能力が不十分であることを証明してもらわなければなりません。成年後見制度の利用を考えた時にまず行うこととしては、この診断書を主治医などに書いてもらい、判断能力の有無を確認することになります。

Q 成年後見制度を利用するタイミングはいつ頃がいいのでしょうか?

A 現在の生活状態において、何らかの権利侵害(例えば、身内が認知症の母親の年金を搾取しているなど)を長期間受けているような場合は、すぐに後見人等を付ける必要性があるでしょう。ただ、こうした明らかに利用ニーズがある案件以外は、どのタイミングで利用を判断すればいいのかなかなか難しく、各ケースの事情によるところが大きいと思います。一般的には、判断能力が不十分であるのに親族などの協力が得られず、日常の金銭管理や病院・福祉サービスなどの利用契約ができない等の不都合が発生する時に、成年後見制度の利用を検討することが多いのが現状です。